

株 主 各 位

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割242番地1

株 式 会 社 薬 王 堂

代表取締役社長 西 郷 辰 弘

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年5月26日（火曜日）午後6時までに到着するよう、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年5月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 岩手県盛岡市盛岡駅前北通2-27
ホテルメトロポリタン盛岡新館ニューウィング
4階 メトロポリタンホール
3. 会議の目的事項
報告事項 第34期（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）事業報告
及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役3名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 招集通知添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.yakuodo.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

事業報告

(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府の経済対策や金融政策により緩やかな回復基調にある中、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動や消費マインドの低下がみられるなど、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社の営業基盤であります東北地方においては、各種政策の効果や復興需要を背景に景気が回復していくことが期待されるものの、小売各社の出店競争や価格競争に加え、人手不足や資材価格の高騰などにより、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社は、販売価格や品揃えの強化を図り、来店客数及び買上点数の増加に取り組むとともに、小商圈ドミナント出店を推進し、ドラッグストアを岩手県に6店舗、青森県に2店舗、秋田県に2店舗、宮城県に5店舗、山形県に6店舗の合計21店舗を新規出店いたしました。また、岩手県と山形県のドラッグストア2店舗を退店し、当事業年度末の店舗数は182店舗（うち調剤併設型4店舗、調剤専門薬局1店舗）となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は575億9千6百万円（前事業年度比10.7%増）、経常利益は21億9千9百万円（前事業年度比13.5%増）、当期純利益は11億8千7百万円（前事業年度比0.0%増）となりました。

① ヘルスケア部門

医薬品は健康食品や感冒薬等が伸張いたしました。衛生用品では介護用紙おむつ等が伸張し、ベビー用品では紙おむつ等が伸張いたしました。調剤も堅調に推移いたしました。その結果、売上高は前事業年度比5.8%増加し、145億7千8百万円となりました。

② ビューティケア部門

化粧品はセルフ化粧品や男性化粧品等が伸張し、トイレットリーではオーラルケア、ヘアケア等が伸張いたしました。その結果、売上高は前事業年度比7.5%増加し、106億9百万円となりました。

③ ホームケア部門

日用品は衣料用洗剤、家庭紙や台所用品等が伸張し、衣料品では肌着や履き物等が伸張いたしました。その結果、売上高は前事業年度比12.9%増加し、70億9千4百万円となりました。

④ コンビニエンスケア部門

食品は菓子、飲料、日配品等が伸張し、酒類では発泡酒、ビール等が伸張いたしました。バラエティ部門はペット関連商品等が伸張いたしました。その結果、売上高は前事業年度比14.6%増加し、253億1千2百万円となりました。

当事業年度における部門別売上状況は次のとおりであります。

| 部 門 | 売 上 高 | 前事業年度比 | 構 成 比 |
|-----------|--------|--------|-------|
| | 百万円 | % | % |
| ヘルスケア | 14,578 | +5.8 | 25.3 |
| ビューティケア | 10,609 | +7.5 | 18.4 |
| ホームケア | 7,094 | +12.9 | 12.3 |
| コンビニエンスケア | 25,312 | +14.6 | 44.0 |
| 合 計 | 57,596 | +10.7 | 100.0 |

(注) 部門別の主な取扱商品は次のとおりであります。

| 部 門 | 主 要 品 目 |
|-----------|--|
| ヘルスケア | 医薬品・医療用品・健康食品・ベビー用品・調剤 |
| ビューティケア | 化粧品・ヘアケア・オーラルケア・ボディケア |
| ホームケア | 洗剤・紙類・台所用品・ベビー衣料・その他実用衣料・履物 |
| コンビニエンスケア | 文具・玩具・ペット用品・電気小物・菓子・飲料・食品・米・DPE・書籍・酒・たばこ |

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資額は、有形固定資産で26億8千万円、敷金及び保証金で3億4千9百万円の合計30億3千万円となりました。その主なものは登米南方店、登米米山店、大崎田尻店、秋田六郷店、仙台泉根白石店、山田大沢店、北上常盤台店、盛岡渋民店、青森六戸店、山形真室川店、横手大雄店、岩手九戸店、岩沼ＳＣ店、山形朝日店、高田滝の里店の新店設備投資であります。なお、山形白鷹店、八戸ニュータウン店、鶴岡羽黒店、山形中山店、矢巾ＳＣ店、長井十日町店は賃借物件として新規出店いたしました。

(3) 資金調達の状況

当事業年度においては、新規出店のための有形固定資産の取得、敷金及び保証金の差入による支出の資金について、取引金融機関より25億円の長期借入れを実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

ドラッグストア業界は、各種規制緩和に伴う異業種参入など、小売業全体による出店競争や価格競争が進み、経営環境は一段と厳しさを増すものと思われます。

このような状況の中、当社は経営理念であります「お客様に喜んで戴ける店づくり」のもと、小商圈へのドミナント出店を積極的に進め、東北エリアに店舗数300店舗を目標として取り組んでまいります。

① 出店戦略

商圏人口1万人以下で成立する、安さと利便性に専門性を兼ね備えた「小商圈バラエティ型コンビニエンスドラッグストア」をドミナント展開してまいります。

② 商品戦略

医薬品や化粧品等の専門性に加え、食料品や日用品などの生活必需品を取り揃え、身近な場所で、より低価格で商品を提供することに取り組んでまいります。

③ 販売戦略

お客様が商品を自由に選べるセルフサービスを基本としつつ、お客様のニーズにお応えできる専門知識と接遇の向上を図り、ライトカウンセリングとフレンドリーサービスを充実させてまいります。

④ 人事戦略

新卒の定期採用と中途社員の計画採用によるバランスの取れた組織体制を実現するとともに、女性管理職の積極登用に取り組み、組織の活性化を図ってまいります。

⑤ 情報・物流戦略

流通BMS推進による情報交換の効率化に取り組むほか、店舗オペレーションと一体化した効率的な物流を構築し、サプライチェーンの機能強化を図ってまいります。

⑥ 財務戦略

積極的な新店投資を支えるべく、投資効率向上によるキャッシュフローの獲得に取り組み、強固な財務体質を構築してまいります。

⑦ コーポレートガバナンス

コンプライアンスの徹底、リスク管理及び内部統制システムの機能充実により、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 第31期 (平成24年2月期) | 第32期 (平成25年2月期) | 第33期 (平成26年2月期) | 第34期 (当事業年度) (平成27年2月期) |
|-----------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 45,570 | 47,840 | 52,011 | 57,596 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 2,400 | 2,038 | 1,938 | 2,199 |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 576 | 1,144 | 1,187 | 1,187 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 100.95 | 200.63 | 198.48 | 180.44 |
| 総 資 産 額 (百万円) | 18,810 | 19,239 | 21,749 | 24,868 |
| 純 資 産 額 (百万円) | 6,798 | 7,829 | 9,725 | 10,716 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 1,191.36 | 1,372.00 | 1,477.94 | 1,628.54 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
2. 平成24年1月4日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。
3. 第32期から事業報告を単体ベースで記載しておりますので、単体ベースの4期分を記載しております。
4. 平成25年11月1日を払込期日とする公募による新株式発行（200,000株）及び公募による自己株式の処分（147,800株）、平成25年11月27日を払込期日とする第三者割当による新株式発行（オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式発行）（89,000株）を行っております。これらの結果、発行済株式が289,000株増加し、自己株式が147,800株減少しております。
5. 平成26年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。平成24年2月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、主として次の事業を行っております。

医薬品、衛生用品、医療器具、化粧品、食品、日用雑貨品等の販売及び調剤薬局の経営

(8) 主要な事業所

- ① 本社 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割242番地1
 ② 店舗

| 都道府県名 | 店 舗 名 |
|---------------|--|
| 岩手県 (84店舗) | 盛岡市 盛岡都南店・盛岡本宮店・盛岡三ツ割店・盛岡太田店・ 盛岡名須川店・盛岡青山店・盛岡みたけ店・盛岡厨川店・ 盛岡緑が丘店・盛岡山王店・盛岡向中野店・ 葉王堂100円ショップ・盛岡津志田店・盛岡飯岡店・ 盛岡中野店・※盛岡洪民店 |
| | 花巻市 花巻南店・花巻小舟渡店・花巻松園店・花巻不動店・ 花巻石鳥谷店・花巻東和店 |
| | 北上市 北上黒沢尻店・北上江釣子店・北上S P店・北上村崎野店・ 北上和賀店・※北上常盤台店 |
| | 奥州市 水沢慶徳店・水沢桜屋敷店・江刺店・ジーズ水沢店・奥州胆沢店・ 奥州前沢店・水沢町屋敷店・江刺愛宕店 |
| | 一関市 一関三関店・一関山目店・岩手川崎店・一関花泉店・一関東山店・ 一関藤沢店・一関千厩店・一関大東店 |
| | 遠野市 遠野店 |
| | 宮古市 宮古千徳店・宮古小山田店・宮古宮町店・宮古西町店・宮古磯鶏店 |
| | 陸前高田市 高田米崎店・※高田滝の里店 |
| | 釜石市 釜石店・釜石鶴住居店・釜石鈴子店・釜石小佐野店 |
| | 久慈市 久慈店・久慈S C店・セリア久慈店・久慈川崎店・岩手野田店 |
| | 大船渡市 大船渡店・大船渡盛店・大船渡茶屋前店 |
| | 八幡平市 岩手西根店・八幡平店 |
| | 二戸市 二戸店 |
| | 滝沢市 岩手鶴飼店・岩手大釜店・岩手牧野林店 |
| | 紫波郡 岩手矢巾店・岩手紫波店・葉王堂薬局西徳田店・※矢巾S C店 |
| | 岩手郡 岩手沼宮内店・岩手葛巻店 |
| | 下閉伊郡 岩手岩泉店・岩手山田店・※山田大沢店 |
| | 二戸郡 岩手一戸店 |
| | 九戸郡 岩手洋野店・岩手軽米店・※岩手九戸店 |
| | 上閉伊郡 岩手大槌店 |
| 宮城県 (44店舗) | 仙台市 ※仙台泉根白石店 |
| | 大崎市 古川城西店・古川竹ノ内店・宮城岩出山店・宮城鹿島台店・ 古川稲葉店・大崎鳴子店・古川休塚店・※大崎田尻店 |
| | 石巻市 石巻末広店・石巻湊店・石巻蛇田店 |
| | 気仙沼市 気仙沼田中前店・気仙沼階上店・気仙沼本吉店・気仙沼松川前店 |
| | 栗原市 宮城築館店・栗原志波姫店・栗原栗駒店・栗原一迫店・ 栗原若柳店・宮城金成店 |
| | 登米市 宮城佐沼店・登米加賀野店・登米豊里店・登米中田店・ ※登米米山店・※登米南方店 |
| | 角田市 角田店 |
| | 岩沼市 ※岩沼S C店 |

| 都道府県名 | 店 舗 名 |
|---------------|---|
| 宮城県 (44店舗) | 遠田郡 宮城小牛田店・宮城涌谷店 加美郡 宮城中新店・宮城加美店 伊具郡 宮城丸森店 柴田郡 宮城村田店・宮城柴田店・宮城川崎店 亘理郡 宮城亘理店 黒川郡 宮城大和店・宮城大郷店・宮城大富店 宮城郡 宮城松島店 本吉郡 宮城志津川店 |
| 秋田県 (21店舗) | 秋田市 秋田茨島店・秋田土崎店・秋田外旭川店 横手市 横手店・秋田十文字店・横手平鹿店・横手増田店・横手赤坂店・ ※横手大雄店 大仙市 大曲四ツ屋店・大曲飯田店・大曲福田店 大館市 大館店 男鹿市 男鹿店 能代市 能代落合店・フレスポ能代店 湯沢市 湯沢店・湯沢稲川店 南秋田郡 秋田井川店 雄勝郡 秋田羽後店 仙北郡 ※秋田六郷店 |
| 青森県 (21店舗) | 八戸市 八戸新井田店・八戸長根店・八戸尻内店・八戸類家店・ 八戸田向店・※八戸ニュータウン店 十和田市 十和田東店・十和田元町店 弘前市 弘前早稲田店・弘前安原店・弘前若葉店 黒石市 黒石富士見店 つがる市 つがる柏店 五所川原市 五所川原新宮店 三戸郡 青森南部町店・青森五戸店・青森階上店 上北郡 青森野辺地店・青森七戸店・おいらせモール店・※青森六戸店 |
| 山形県 (12店舗) | 東根市 村山店・東根店 尾花沢市 尾花沢店 鶴岡市 ※鶴岡羽黒店 長井市 ※長井十日町店 東置賜郡 山形高畠店 西置賜郡 ※山形白鷹店 西村山郡 山形河北店・※山形朝日店 最上郡 山形最上店・※山形真室川店 東村山郡 ※山形中山店 |

(注) ※印の店舗は当事業年度中に開店した店舗であります。

(9) 従業員の状況

| 区 分 | 従 業 員 数 | 前事業年度末 比 較 増 減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|--------|---------|-------------------|---------|--------|
| 合計又は平均 | 499名 | 27名(増) | 30.1歳 | 6.5年 |

(注) 上記従業員の数は、パートタイマー及びアルバイトの期中平均1,293名(1日平均8時間換算)を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

| 借 入 先 | 借 入 金 残 高 |
|---------------|-----------|
| | 百万円 |
| 株式会社岩手銀行 | 2,187 |
| 株式会社七十七銀行 | 553 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 508 |
| 株式会社山形銀行 | 411 |
| 株式会社みちのく銀行 | 286 |
| 株式会社東北銀行 | 202 |

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 20,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,580,226株 (自己株式数174株を除く。)
- (3) 当事業年度末の株主数 2,739名
- (4) 大株主

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---|-----------|---------|
| | 株 | % |
| 株式会社TKコーポレーション | 2,372,000 | 36.05 |
| 薬王堂従業員持株会 | 288,400 | 4.38 |
| 西郷 辰弘 | 244,000 | 3.71 |
| 西郷 喜代子 | 244,000 | 3.71 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5、信託口6、信託口3、 信託口2、信託口1、信託口4) | 183,800 | 2.79 |
| 内藤 征吾 | 158,200 | 2.40 |
| 伊藤 昭 | 134,000 | 2.04 |
| 株式会社SBI証券 | 133,200 | 2.02 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部) | 100,000 | 1.52 |
| 村松 輝子 | 74,200 | 1.13 |

(注) 持株比率は、自己株式(174株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------|-----------|--|
| 代表取締役社長 | 西 郷 辰 弘 | |
| 取締役副社長 | 須 藤 勇 治 | 管理部門管掌 |
| 専務取締役 | 西 郷 喜 代 子 | 営業部門管掌 |
| 取 締 役 | 古 川 孝 | 総務部長 |
| 取 締 役 | 小 笠 原 康 浩 | 財務部長 |
| 取 締 役 | 南 館 伸 和 | 株式会社ワイズマン代表取締役会長 株式会社ワイズマンコンサルティング取締役会長 ハートランド・データ株式会社代表取締役会長 株式会社メディプラス代表取締役社長 有限会社サウス代表取締役社長 NMホールディングス株式会社代表取締役社長 |
| 常勤監査役 | 滝 谷 岩 夫 | |
| 監 査 役 | 熊 谷 祐 三 | 盛岡ガス株式会社代表取締役社長 盛岡ガス燃料株式会社代表取締役社長 盛岡ガスサービス株式会社代表取締役社長 株式会社アストモスガスセンター岩手代表取締役社長 株式会社東北銀行社外取締役 社団法人盛岡法人会会長 社団法人岩手県法人会連合会会長 |
| 監 査 役 | 下 河 原 勝 | 株式会社FPホームサービス代表取締役 有限会社FPホーム・リース代表取締役 株式会社FPシルバーサポート代表取締役 |

- (注) 1. 取締役南館伸和氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役熊谷祐三氏及び下河原勝氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役南館伸和氏及び監査役下河原勝氏を当社が株式を上場している東京証券取引所の規則等に定める独立役員として届け出ております。
 4. 監査役滝谷岩夫氏は、長年にわたり銀行業務において審査実務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当事業年度中の新任取締役は次のとおりであります。
 (新任)

取締役 小笠原 康浩 (平成26年5月28日就任)

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| | | | | | |
|-----|----|--------|-------|----|-------|
| 取締役 | 6名 | 121百万円 | (うち社外 | 1名 | 1百万円) |
| 監査役 | 3名 | 12百万円 | (うち社外 | 2名 | 2百万円) |

(3) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・取締役南館伸和氏の兼職先である株式会社ワイズマン、株式会社ワイズマンコンサルティング、ハートランド・データ株式会社、株式会社メディプラス、有限会社サウス及びNMホールディングス株式会社との間に開示すべき特別な関係はありません。
- ・監査役熊谷祐三氏の兼職先である盛岡ガス燃料株式会社から定型的な取引としてガス供給及び空調設備の購入、定期点検、修理等の取引があります。他の兼職先とは一般的な取引であり、開示すべき特別な関係はありません。
- ・監査役下河原勝氏の兼職先である株式会社FPホームサービス、有限会社FPホーム・リース及び株式会社FPシルバーサポートと当社との間に開示すべき特別な関係はありません。

② 主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|-----|------|---|
| 取締役 | 南館伸和 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 | 熊谷祐三 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち10回に出席し、また、監査役会14回開催のうち11回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 | 下河原勝 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、また、監査役会14回開催のうち13回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。 |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 22百万円

(3) 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

22百万円

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、報酬その他の職務執行の対価としての財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じた額とする。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合に、会計監査人を解任する方針であります。また、会計監査人の職務遂行の状況及び監査の品質等を総合的に勘案いたしまして、再任又は不再任の決定を行います。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備についての決議内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役が率先垂範して法令等を遵守するとともに、使用人の職務の執行が法令や定款に適合することを確保し、法令遵守を企業活動の前提とする。

コンプライアンス体制の推進を組織的かつ永続的に運営するための常設の機関として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守体制の整備と遵守状況の把握を行い、結果を取締役に報告する体制を構築する。

また内部通報制度として、コンプライアンス・ホットラインを設置し、全役職員より法令違反等に関する相談や通報を受け付ける体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に適切に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業を取り巻く様々なリスクに対応するために「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を整備するとともに、リスク管理委員会を設置してリスクの分析、評価及び対応状況を定期的に確認し、必要な対策を講じる。

また、重大事故、災害など緊急を要するリスクが発生した場合は、「リスク管理規程」に基づいて緊急対策本部を設置し、対策本部長を中心とした情報収集並びに対応策の検討、決定及び実施などにより迅速に対応する体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は役職員が共有する全社的な目標を定め、これに基づき各部門は実施すべき具体的な行動計画を含めた目標を設定し、業務執行を行う。

取締役会は毎月開催するほか、取締役会を補完する経営会議において重要事項等を細部にわたり検討するとともに、週単位の業務執行状況を把握するための部長会議を毎週開催する。

(5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができる。内部監査室は監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

(6) 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制、その他の監査役会への報告に関する体制及び監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役又は使用人は、監査役会に対して法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等をすみやかに報告する。報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとする。

監査役会は、代表取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は企業行動憲章並びに役職員行動規範に基づく「コンプライアンス規程」及び「反社会的勢力等対策マニュアル」において、反社会的な団体・個人に対して常に毅然とした態度で臨み、どのような名目であっても、いかなる利益供与を行わず、これらの活動を助長するような行為も一切行わない旨定め、役職員に周知徹底を図っている。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は反社会的勢力排除に向けた社内体制として代表取締役社長を最高責任者、管理部門管掌役員を統括責任者とし、反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、直ちに警察に届け出るなど、警察機関、顧問弁護士等と連携して全社的に問題を解決する体制を確立している。

また、全役職員を対象として反社会的勢力排除の重要性等を教育・研修するとともに、全役職員や取引先等と反社会的勢力との関係の調査を一定のルールで実施している。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

貸借対照表

(平成27年2月28日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|------------------------|---------------|-------------------------|---------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 10,447 | 流 動 負 債 | 10,437 |
| 現金及び預金 | 565 | 買掛金 | 6,647 |
| 売掛金 | 179 | 1年内返済予定の長期借入金 | 1,541 |
| 商 品 | 8,725 | リ ー ス 債 務 | 19 |
| 貯 蔵 品 | 4 | 未 払 金 | 1,208 |
| 前 払 費 用 | 187 | 未 払 法 人 税 等 | 536 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 250 | 預 り 金 | 56 |
| 未 収 入 金 | 533 | 賞 与 引 当 金 | 310 |
| そ の 他 | 0 | ポ イ ン ト 引 当 金 | 24 |
| 貸 倒 引 当 金 | △0 | 店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 | 91 |
| 固 定 資 産 | 14,421 | そ の 他 | 1 |
| 有 形 固 定 資 産 | 10,345 | 固 定 負 債 | 3,714 |
| 建 物 | 7,233 | 長 期 借 入 金 | 2,762 |
| 構 築 物 | 1,347 | 役員に対する長期未払金 | 180 |
| 機 械 及 び 装 置 | 57 | リ ー ス 債 務 | 12 |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 674 | 退 職 給 付 引 当 金 | 117 |
| 土 地 | 686 | 店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 | 57 |
| リ ー ス 資 産 | 28 | 資 産 除 去 債 務 | 564 |
| 建 設 仮 勘 定 | 317 | そ の 他 | 20 |
| 無 形 固 定 資 産 | 196 | 負 債 合 計 | 14,152 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 178 | 純 資 産 の 部 | |
| そ の 他 | 17 | 株 主 資 本 | 10,714 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 3,880 | 資 本 金 | 1,080 |
| 投 資 有 価 証 券 | 10 | 資 本 剰 余 金 | 1,331 |
| 長 期 前 払 費 用 | 377 | 資 本 準 備 金 | 1,122 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 698 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 209 |
| 敷 金 及 び 保 証 金 | 2,794 | 利 益 剰 余 金 | 8,303 |
| そ の 他 | 2 | 利 益 準 備 金 | 14 |
| 貸 倒 引 当 金 | △2 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 8,288 |
| | | 特 別 償 却 準 備 金 | 51 |
| | | 別 途 積 立 金 | 2,585 |
| | | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 5,651 |
| | | 自 己 株 式 | △0 |
| | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 1 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1 |
| 資 産 合 計 | 24,868 | 純 資 産 合 計 | 10,716 |
| | | 負 債 純 資 産 合 計 | 24,868 |

損 益 計 算 書

(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|---------------------|------|--------|
| 売 上 高 | | 57,596 |
| 売 上 原 価 | | 44,412 |
| 売 上 総 利 益 | | 13,183 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 11,184 |
| 営 業 利 益 | | 1,999 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 32 | |
| 受 取 事 務 手 数 料 | 89 | |
| 固 定 資 産 受 贈 益 | 38 | |
| 受 取 手 数 料 | 35 | |
| そ の 他 | 46 | 241 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 27 | |
| 株 式 公 開 費 用 | 9 | |
| そ の 他 | 3 | 41 |
| 経 常 利 益 | | 2,199 |
| 特 別 利 益 | | |
| 圧縮未決算特別勘定戻入 | 43 | 43 |
| 特 別 損 失 | | |
| 減 損 損 失 | 84 | |
| 固 定 資 産 圧 縮 損 | 40 | |
| 店 舗 閉 鎖 損 失 | 66 | |
| 店舗閉鎖損失引当金繰入額 | 148 | |
| そ の 他 | 0 | 340 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 1,902 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 876 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △161 | 715 |
| 当 期 純 利 益 | | 1,187 |

株主資本等変動計算書

(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | |
|---------------------------------|-------|-------|--------------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 平成26年3月1日残高 | 1,080 | 1,122 | 209 | 1,331 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 特別償却準備金の取崩 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額) | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | — | — | — | — |
| 平成27年2月28日残高 | 1,080 | 1,122 | 209 | 1,331 |

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---------------------------------|------------------|--------|-------------|-----------------------|-------------|------|------------|---------------------------------|
| | 利益剰余金 | | | | | 自己株式 | 株主資本 合計 | |
| | 利 準 備 金 | 益 金 | その他利益剰余金 | | | | | 利 益 剰 余 金 合 計 |
| | | | 特別償却 準備金 | 別 途 積 立 金 | 繰越利益 剰余金 | | | |
| 平成26年3月1日残高 | 14 | 60 | 2,585 | 4,653 | 7,313 | △0 | 9,724 | |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △197 | △197 | | △197 | |
| 特別償却準備金の取崩 | | △8 | | 8 | — | | — | |
| 当期純利益 | | | | 1,187 | 1,187 | | 1,187 | |
| 株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額) | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | — | △8 | — | 998 | 989 | — | 989 | |
| 平成27年2月28日残高 | 14 | 51 | 2,585 | 5,651 | 8,303 | △0 | 10,714 | |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------------------|------------------|----------------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算差額等 合計 | |
| 平成26年3月1日残高 | 0 | 0 | 9,725 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △197 |
| 特別償却準備金の取崩 | | | — |
| 当期純利益 | | | 1,187 |
| 株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額) | 1 | 1 | 1 |
| 事業年度中の変動額合計 | 1 | 1 | 990 |
| 平成27年2月28日残高 | 1 | 1 | 10,716 |

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 売価還元法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法) によっております。

ただし、物流センター保管商品及び調剤薬品については総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法) によっております。

貯 蔵 品 最終仕入原価法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法によっております。

(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3年～34年

構 築 物 10年～20年

機 械 及 び 装 置 17年

工 具、器 具 及 び 備 品 3年～20年

(2) 無形固定資産 定額法によっております。

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉店に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる閉店関連損失見込額を計上しております。

(4) ポイント引当金

ポイントカード制度により発行される商品値引券の利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等に関する注記)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成28年2月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等を適用することにより、平成28年2月期の期首の利益剰余金が25百万円増加する見込みであります。なお、損益計算書に与える影響は軽微となる見込みであります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 6,642 百万円
3. 国庫補助金等により取得した資産につき、取得価額から控除されている圧縮記帳額は、次のとおりであります。

| | |
|-----------|--------|
| 建 物 | 67 百万円 |
| 機械及び装置 | 0 百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 16 百万円 |
| 合 計 | 84 百万円 |
4. 担保に供している有形固定資産
 - (1) 担保提供資産

| | |
|-----|---------|
| 建 物 | 69 百万円 |
| 土 地 | 387 百万円 |
| 合 計 | 457 百万円 |
 - (2) 上記に対応する債務

| | |
|---------------|---------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 99 百万円 |
| 長期借入金 | 402 百万円 |
| 合 計 | 502 百万円 |
5. 取締役及び監査役に対する金銭債務 180 百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 用途 | 種類 | 場所 | 金額(百万円) |
|------|----------|---------|---------|
| 販売設備 | 建物及び構築物等 | 岩手県盛岡市他 | 84 |

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として主として店舗を基本単位としグループピングしております。

営業活動による損益が継続してマイナスとなる店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は以下のとおりです。

| 固定資産の種類 | 金額(百万円) |
|-----------|---------|
| 建物 | 54 |
| 構築物 | 7 |
| 機械及び装置 | 1 |
| 工具、器具及び備品 | 4 |
| リース資産 | 0 |
| その他 | 15 |
| 合計 | 84 |

なお、資産グループの回収可能価額は売却や他への転用が困難であるため、正味売却価額を零としております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 6,580,400 株

3. 当事業年度の末日における自己株式の総数

普通株式 174 株

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|--------|--------------|------------|------------|
| 平成26年5月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 197百万円 | 60円 | 平成26年2月28日 | 平成26年5月29日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決議 | 株式の 種類 | 配当の 原資 | 配当金 の総額 | 1株 当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|-----------|------------|------------------|------------|------------|
| 平成27年5月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 197百万円 | 30円 | 平成27年2月28日 | 平成27年5月28日 |

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

| | |
|-------------------|-------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 42 |
| 賞与引当金 | 110 |
| 退職給付引当金 | 41 |
| 店舗閉鎖損失引当金 | 52 |
| 未払役員退職金 | 63 |
| 有形固定資産 | 364 |
| 減損損失 | 164 |
| 資産除去債務 | 199 |
| その他 | 57 |
| 繰延税金資産小計 | 1,096 |
| 評価性引当額 | △1 |
| 繰延税金資産合計 | 1,094 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務に対応する有形固定資産 | △117 |
| 特別償却準備金 | △28 |
| 繰延税金負債合計 | △146 |
| 繰延税金資産の純額 | 948 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | |
|-------------------|--------|
| 法定実効税率 | 37.8 % |
| (調整) | |
| 住民税均等割等 | 2.7 % |
| 法定実効税率変更に伴う差異 | 1.3 % |
| 法人税等還付税額 | △0.1 % |
| 雇用促進税制による税額控除 | △3.3 % |
| その他 | △0.8 % |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 37.6 % |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.8%から35.4%に変更いたしました。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

4. 決算日後の法人税等の税率の変更

平成27年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が公布され、平成27年4月1日以後開始する事業年度より法人税率及び事業税率が引き下げられることとなりました。

これに伴い、平成27年4月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は35.4%から32.8%に変更いたします。また、平成28年4月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は32.8%から32.1%に変更いたします。

この法定実効税率の変更による当事業年度末の一時差異等を基礎として繰延税金資産及び繰延税金負債を再計算した場合、繰延税金資産が65百万円減少し、法人税等調整額（借方）は同額増加いたします。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

1. リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

| 項目 | 取得原価相当額 | 減価償却累計額 相当額 | 減損損失累計額 相当額 | 期末残高相当額 |
|-----|---------|----------------|----------------|---------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 建物 | 218 | 169 | 2 | 47 |
| 構築物 | 34 | 27 | — | 7 |
| 合計 | 253 | 197 | 2 | 54 |

2. 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定の期末残高

未経過リース料期末残高相当額

| | |
|------|-------|
| 1年以内 | 21百万円 |
| 1年超 | 43百万円 |
| 合計 | 64百万円 |

リース資産減損勘定の期末残高 1百万円

3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額

| | |
|---------------|-------|
| 支払リース料 | 23百万円 |
| リース資産減損勘定の取崩額 | 0百万円 |
| 減価償却費相当額 | 18百万円 |
| 支払利息相当額 | 2百万円 |

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については設備投資計画に従って、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

敷金及び保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券はすべて株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金金は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）に係る資金調達であり、変動金利による長期借入れは行っておりません。なお、これらの債務は支払期日に支払いを実行できなくなるリスク、すなわち流動性リスクに晒されますが、各月ごとに資金計画を適宜見直すことにより、そのリスクを回避しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

敷金及び保証金について、管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（金利や市場価格等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するため、長期借入金については固定金利での調達を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る金利リスク及び流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金調達時には、金利の変動動向の確認又は他の金融機関との金利比較を行っております。また、各部署からの報告に基づき財務部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

（単位：百万円）

| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|--------------|----------|--------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 565 | 565 | — |
| (2) 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 9 | 9 | — |
| (3) 敷金及び保証金 | 2,794 | 2,870 | 76 |
| 資 産 計 | 3,369 | 3,446 | 76 |
| (1) 買掛金 | 6,647 | 6,647 | — |
| (2) 長期借入金(※) | 4,303 | 4,314 | △10 |
| 負 債 計 | 10,951 | 10,961 | △10 |

(※) 1年以内に返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(資 産)

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

投資有価証券のうち、市場性のある株式については取引所の価格によっております。

(3) 敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値によっております。

(負 債)

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|-------|----------|
| 非上場株式 | 0 |

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| 区分 | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|---------|------|---------|----------|-------|
| 敷金及び保証金 | 227 | 744 | 768 | 1,053 |

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

| 区分 | 1年以内 | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 |
|-------|-------|---------|---------|---------|---------|
| 長期借入金 | 1,541 | 1,247 | 852 | 518 | 143 |

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(持分法損益等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|----|------------|-----|--------------|--------------------------------------|---------------------------|---------------|--|---------------|-----|---------------|
| 役員 | 熊谷祐三 | — | — | 当社社外監査役 盛岡ガス燃料 株式会社 代表取締役社長 | (被所有) 間接 0.0 | 営業上の 取引 | 盛岡ガス燃料への ガス代の支払 及び店舗空調設 備の点検、修理 代等の支払 (※1、※2) | 63 | 未払金 | 2 |

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1. 当社社外監査役熊谷祐三が第三者(盛岡ガス燃料株式会社)の代表者として行った取引であります。

※2. LPガスの使用料金及び店舗空調設備の定期点検、修理等は一般的な取引条件によっております。

2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 1,628円54銭
- 1株当たり当期純利益 180円44銭

(注) 平成26年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

退職金規程の変更について

当社は、平成27年3月1日に退職金規程の改定を行い、退職金計算における勤続年数の上限を変更しました。これに伴い、退職給付債務が22百万円増加いたします。この退職給付債務の増加は過去勤務費用に該当するため、当社の定める会計方針に従い、5年にわたり定額法で費用処理いたします。

独立監査人の監査報告書

平成27年4月3日

株式会社 薬 王 堂
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

| | | | | |
|--------------------|-------|-----|-----|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 田 村 | 剛 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 木 村 | 大 輔 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社薬王堂の平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年4月6日

株式会社 薬王堂 監査役会

常勤監査役 滝谷 岩 夫 ㊟

監査役 熊谷 祐 三 ㊟

監査役 下河原 勝 ㊟

(注) 監査役熊谷祐三及び監査役下河原勝は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開の促進及び経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、東京証券取引所第一部指定の記念配当を加え、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円（うち、普通配当25円、記念配当 5円）
総額 197,406,780円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年5月28日

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 | 所有する 当社株式の数 |
|-----------|--------------------------------------|--|----------------|
| 1 | たき や いわ お 滝 谷 岩 夫 (昭和26年10月6日) | 昭和50年4月 株式会社岩手銀行 入行 平成18年4月 当社入社 管理本部付部長 平成18年5月 当社補欠監査役 平成18年10月 当社常勤監査役（現任） | — |
| 2 | しもかわら まさる 下河原 勝 (昭和29年3月29日) | 平成3年4月 有限会社日盛ホームサービス（現株式会社FPホームサービス）代表取締役（現任） 平成12年5月 当社監査役（現任） 平成15年5月 有限会社FPホーム・リース代表取締役（現任） 平成22年12月 株式会社FPシルバーサポート代表取締役（現任） | — |
| 3 | ※ かまた ひでき 鎌田 英樹 (昭和28年12月11日) | 昭和53年4月 株式会社アイビーシー岩手放送 入社 平成23年6月 株式会社アイビーシー岩手放送 代表取締役社長（現任） 平成26年6月 株式会社岩手日報社 社外監査役（現任） | — |

- (注) 1. ※印は新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 下河原勝氏及び鎌田英樹氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
- なお、下河原勝氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。また、鎌田英樹氏につきましても、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 社外監査役候補者の選任理由及び独立性について
- ・下河原勝氏は、建築工事業、建築計画コンサルティング業等を経営しており、当社の出店計画並びに経営全般に対して指導及び監査を行える人材であると期待するためであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって15年となります。
 - ・鎌田英樹氏は、株式会社アイビーシー岩手放送の代表取締役であり、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - ・下河原勝氏及び鎌田英樹氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
5. 社外監査役との責任限定契約について
- 当社と下河原勝氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としており、本総会において同氏が再任された場合には、本契約は継続となります。
- また、鎌田英樹氏が本総会において選任された場合には、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

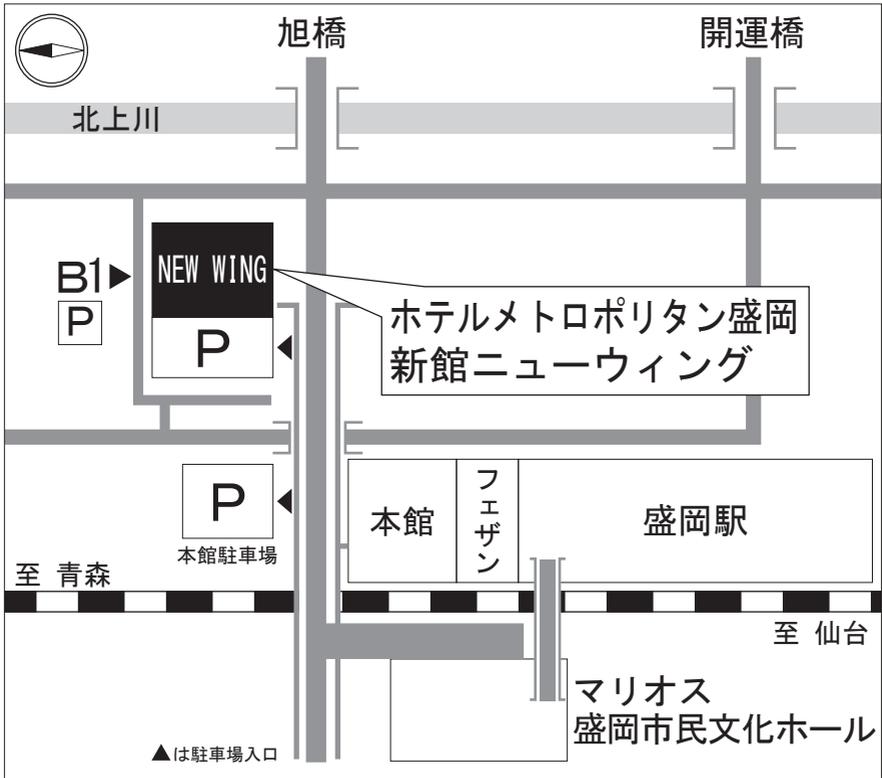
株主総会会場ご案内図

会 場：岩手県盛岡市盛岡駅前北通2-27

ホテルメトロポリタン盛岡新館ニューウイング

4階メトロポリタンホール

TEL 019-625-1211



●交通のご案内

- JR盛岡駅より、徒歩で約5分
- 東北自動車道・盛岡ICより車で約10分
- 花巻空港より、車で約40分